



# 特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者雇用開発助成金  
緊急就職支援者雇用開発助成金

〔高年齢者や障害者等の特に就職が困難な人や再就職援助計画対象者を継続して雇用する労働者として雇い入れるとき〕

## 受給要件

特定就職困難者雇用開発助成金	緊急就職支援者雇用開発助成金
公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる無料・有料の職業紹介事業者の紹介により次の求職者等を雇い入れるとき ・60歳以上の者 ・身体・知的・精神障害者 ・母子家庭の母等 ・中国残留邦人等永住帰国者 ・手帳所持者(沖縄・漁業)など	次のいずれかに該当する再就職援助計画の対象労働者を雇い入れるとき ・雇用に関する状況が悪化したと厚生労働大臣が認める場合において、厚生労働大臣が定める6カ月間に雇い入れられた45歳以上60歳未満の者 ・雇用維持等地域に指定されている期間に雇用維持等地域内に所在する事業所に雇い入れた労働者であって45歳以上60歳未満の者
対象労働者の雇い入れの前日から起算して6カ月前の日から1年間に、雇用する一般被保険者及び高年齢継続被保険者を事業主都合で解雇させていないこと及び特定受給資格者となる離職理由により雇用する一般被保険者及び高年齢継続被保険者を一定の数を超えて離職させていないこと 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等を整備、保管していること	

## 給付内容の概要

### 特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者	支給額
一般被保険者及び短時間労働被保険者として雇い入れられた60歳以上の者等	雇い入れ後1年間に支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額 <sup>(注)</sup> の1/3(1/4) 支給は2回に分けられます
一般被保険者として雇い入れられた重度身体障害者・重度知的障害者、45歳以上の身体障害者・知的障害者、精神障害者	雇い入れ後1年6カ月間に支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額 <sup>(注)</sup> の1/2(1/3) 支給は3回に分けられます

( )内は大企業の場合

### 緊急就職支援者雇用開発助成金

支給額	雇い入れ後6カ月間に支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額 <sup>(注)</sup> の1/3(1/4)
-----	--

( )内は大企業の場合

(注)雇い入れ日の属する年度の前年度に係る確定保険料算定の基礎となった賃金総額より1人当たりを支払われた賃金額(年度)を求め、臨時に支払われた賃金及び3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く6カ月間に支払われた賃金に相当する額として算定される額。

## 手続きは...?

どこへ	公共職業安定所
何を(書類)	支給申請書
いつまでに	支給対象期(助成対象期間を6カ月ごとに区分した期間)ごとにそれぞれ支給対象期後1カ月以内

## 取扱い・問い合わせ先

最寄りの公共職業安定所